

商工連ながの

2015.11
VOL.362

県議会環境産業観光委員会との懇談会／商工会新任会長研修会
マスタープラン進行中!!／上席専門経営支援員紹介
県青連・県女性連結成50周年記念式典

ラブジャパンブランド株式会社 軽井沢町商工会
中小企業の新たな事業活動

地域振興事業として 原村商工会
商工会はいま－Vol.100

株式会社モキ製作所 戸倉上山田商工会
この人に注目－Vol.104

自社と商品の可能性を再発見する魔法の視点
経営ワンポイントアドバイス

相続の際の生命保険金の問題

法律ワンポイントアドバイス
経営発達支援計画の認定・策定商工会が順次増加
～求められる商工会組織としてのマネジメント力～
歴史とひのきの薫る里 南木曽商工会

ふるさと紹介－Vol.14
お得な共済・保険をご紹介します!!

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
<http://www.nagano-sci.or.jp/>
shokoren@nagano-sci.or.jp

初秋の野尻湖と黒姫山

しずかさや 湖水の底の 雲のみね 一茶

信濃町の風景は、北国街道を人々が徒歩で行き交っていたころとは大きく様変わりしたが、変わらないものは、満々と水をたたえた野尻湖の静謐さです。おそらくナウマンゾウが生存していた太古の昔から変わっていないでしょう。またこの辺りを覆う木々の美しさも変わっていないでしょう。

ナウマンゾウの応援隊 信濃町商工会



県議会環境産業観光委員会 との懇談会開催



挨拶をする宮本委員長

我が国の経済は、アベノミクスにより穏やかな回復基調が続いています。しかしながら、県内産業にとって景気の回復感があまり感じられず、とりわけ中小企業・小規模企業は依然として、極めて厳しい状態が続いています。このような状況を踏まえ、県内の産業振興を図るため、10月5日（月）に県議会環境産業観光委員会との懇談会をホテル国際21で開催しました。

懇談会では（1）商工会の概況等について、（2）最近の地域経済の動向について（3）商工会が進める経営支援体制について商工連より説明しました。

宮本委員長からは、「中小企業は産業発展の原動力であります。地域社会を担う重要な存在であるため中小企業の振興、発展なくしては、地域経済の発展は実現困難であると認識をしています。当委員会といたしましても長野県商工会連合会様と手を携え地域の実情や課題など十分に把握をし、県議会での審議に反映をしていくとともに県に対して必要な措置を講ずるよう求めてまいる所存であります。今後とも忌憚のないご意見を県議会にお寄せいただきますようよろしくお願い申し上げます。」とお話がありました。また意見交換では活発な発言があり、委員会より「地域と連携をとって様々な活動をしてください。」と要望が出され閉会となりました。

商工会新任会長研修会

本年度は、役員改選の年にあたることから新たに商工会長に就いた方々を対象とした「商工会新任会長研修会」が9月1日に松本市のホテルモントーニュ松本で開催されました。対象商工会長28名のうち19商工会会長が出席しました。



中村専務理事からの挨拶の後、「商工会をとりまく状況について」と題し商工会等の設立状況、商工業者数及び商工業者の会員数等のほか平成27年度重点事業などについて説明を行いました。また、各グループのチーフ、各チームのリーダーから商工会中期マスタープランの推進、経営発達支援計画、人事権の一元化、職員の人事評価、共済の推進、会員の加入推進、青年部・女性部についての説明が行われました。

説明終了後の研究討議（質疑）では馬場参事を座長に会員の加入勧奨について意見や質問が多く出されました。加入率の目標を立て、独自のチラシを作成し加入推進に活用している商工会があり、商工連でもそのように目標をたてる必要があるのではないかという意見が出され今後の検討課題となり、全日程を終了しました。

国家公務員の再就職等規制にご協力を

■再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の国家公務員が企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、国家公務員・OBの情報提供等をすることは禁止されています。

■利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動をすることは禁止されています。

■元の職場への働きかけの規制

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけをすることは禁止されています（ただし、原則として退職後2年間に限ります）。

★各企業へのお願い

企業の皆様におかれても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。

連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局 TEL (03) 6268-7660 ~ 7668

マスタープラン本格稼働

専門分野8分野のうち、今まで決まっていなかった観光業支援の席専門経営支援員がこのほど決まりました。前号(VOL361)で7人の上席専門経営支援員をご紹介しましたが、改めて下表にて8人全員をご紹介申し上げます。

上席専門経営支援員は県下4地区事務所に常駐していますが、全県対応となっておりまして、県下何処の事業所へもお伺いさせていただきます。

支援は、1案件につき年間10日以内、1日の支援時間は6時間までです。相談は無料です。

8分野に係るご相談がありましたら、お気軽にお近くの商工会までぜひご連絡ください。

平成28年経済センサス活動調査を実施します!



- 平成28年6月1日現在で、経済センサス・活動調査を実施します。
- 経済センサス・活動調査は、「統計法」という法律に基づいて実施する、報告義務のある基幹統計調査です。
- 全国すべての事業所・企業が対象となりますので、ご回答よろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省

長野県商工会連合会 平成27年度版 上席専門経営支援員紹介(ダイジェスト版)

順不同
2015年8月

製造業支援(+事業承継)

コンタクト：東信事務所 TEL.0267-25-3727



わたなべ みのる
渡辺 稔

- 専門分野&得意分野
 - ものづくりの改善・革新
 - 生産性向上
 - 新規需要、新規製品探索
 - 水晶、セラミック等の加工プロセス及び周辺技術
 - 3D-CAD、CAM及び3Dプリンターの活用
- 資格
 - 3D-CAD利用技術2級認定

観光業支援(+創業)

コンタクト：東信事務所 TEL.0267-25-3727



たなべ じゅんいち
田邊 潤一

- 専門分野&得意分野
 - 観光業支援
 - 創業支援
- 資格
 - 総合旅行業務取扱管理者・証券外務員
 - 生涯学習コーディネーター
 - 損害保険代理店 普通資格
 - 事故対応力一般資格

製造業支援(+事業承継)

コンタクト：南信事務所 TEL.0265-24-8406



にしかわ のぼる
西川 登

- 専門分野&得意分野
 - 品質管理、環境管理
 - 生産管理(工程改善)
 - 切削加工生産技術
 - 製造業全般
- 資格
 - 特別管理産業廃棄物管理責任者
 - 品質管理検定3級

商業支援(+販路開拓)

コンタクト：中信事務所 TEL.0263-47-8880



しのはら ちようへい
篠原 長平

- 専門分野&得意分野
 - 年間販促計画立案
 - イベント計画立案
 - 販売支援

創業支援(+農商工連携)

コンタクト：中信事務所 TEL.0263-47-8880



やまだ おさむ
山田 修

- 専門分野&得意分野
 - 新規事業の発掘、創業支援
 - 産学官、農商工連携事業支援
 - 販路開拓、業務提携支援
 - 経営業務改善、改革支援

販路開拓(新規取引)支援(+商業)

コンタクト：北信事務所 TEL.026-228-2153



やまぐち しんじ
山口 真次

- 専門分野&得意分野
 - 営業スタンス全般
 - 販売課題への取組
 - 顧客満足度の推進
 - リテールサポート
- 資格
 - 福祉用具専門相談員

海外展開(輸出入)支援(+製造業)

コンタクト：北信事務所 TEL.026-228-2153



たなか てるみつ
田中 照光

- 専門分野&得意分野
 - 海外工場の立ち上げ支援
 - 製造プロセスの構築、改善
 - 製造原価の分析と低減
 - 海外材料の購入ルート構築
- 資格
 - 第一種衛生管理者

事業承継支援(+海外展開)

コンタクト：北信事務所 TEL.026-228-2153



みやじま あきら
宮島 章

- 専門分野&得意分野
 - 中小企業経営全般
 - 新規事業立ち上げ
 - 製造技術(TPS)
 - 国際物流
 - 電子機器生産技術
- 資格
 - 宅地建物取引士
 - TOEIC 815点
 - 日商簿記2級



主催者あいさつをする
重盛県青連会長(上)と
佐々木県女性連会長(右)



県青連・県女性連結成50周年記念式典を開催

県青連・県女性連は10月27日(火)に長野市「ホテルメトロポリタン長野」において、県青連・県女性連結成50周年記念式典を、盛大に開催いたしました。

結成50周年という節目の年にあたり、地域における青年部・女性部の役割を再認識し、これを契機に更なる県青連・

県女性連の事業活動の充実を図ることを目的に、記念講演、記念式典・表彰、記念パティーの3部構成で、県下商工会青年部員・女性部員300名余と御来賓20名余の御参集をいただきました。

記念講演では、読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏より「どうなる日本の政治と経済」と題して、安法案の成立やマイナンバーの施行、アベノ



講師の橋本五郎氏

ミクスの「三本の矢」から中国経済の動向等、今後の日本を取り巻く内外の政治経済情勢について御講演されました。

特に、高齢化社会を迎えた日本の現状については、自身の御家族を例に、親子の情、家族の姿を熱心に語っておられたのが印象的でした。

続いて記念式典が行われ、青年部・女性部の歌と宣言、誓いの言葉を唱和し、県青連重盛秀敏会長と県女性連佐々木悦子会長、県連柏木昭憲会長が、それぞれあいさつを述べられました。

御来賓を代表し、関東経済産業局渡辺豊産業部長、長野県太田寛副知事、全国商工会青年部連合会植村和宣会長より御祝辞を、また全国商工会女性部連合会末武築子会長より御祝電をいただきました。

また、県青連北城貴英副会長と県女性連相馬靖子副会長が、県青連・県女性連の年表を基にそれぞれの50年のあゆみを説明し、県青連・県女性連の軌跡を振り返りました。



感謝状を歴代県青連会長へ贈呈

表彰では、歴代県青連会長・歴代県女性連会長へ、組織の先頭に立ちその時々の青年部・女性部を導いていただいた功績を称え、御臨席いただいた10名の皆様に感謝状の贈呈が行われました。

記念式典のあと行われた記念パティーでは、県下商工会青年部・女性部より御提供いただきました写真を、「フォトストーリー」にして会場内のスクリーンで上映し、50年の歩みを映像で振り返り、懐かしい写真に一時代の歴史を体感する場面もありました。

野球大会準優勝「関東ブロック商工会青年部連絡協議会大会」

去る、10月22日(木)に茨城県水戸市民球場にて、関東ブロック商工会青年部連絡協議会野球大会が開催され、本県からは東信地区で編成されたメンバーが長野県選抜チームとして出場しました。

関東ブロック管内からは、8県9チーム(昨年度優勝チーム含む)が出場する中、本県は昨年度の優勝チームに勝ち、決勝まで勝ち進みました。結果、惜しくも準優勝となりましたが、出場されたメンバー皆さんの健闘を讃えたいと思います。

中小企業の新たな事業活動



2015年8月 JETRO北京商談会。

日本の伝統工芸品を現代の形に変え世界へ

ラブジャパンブランド株式会社 軽井沢町商工会

した水着の特殊素材の開発など、世界に誇る技術を見たからです。また各地を訪問して、地方に散在する伝統工芸の持つ美しさや、日本独特のわびさびを改めて見直す機会も得ました。

日本は、こんなに優れた技術や素晴らしい文化がたくさんある。この技術や文化を今こそ世界に発信し、もう一度、素晴らしい日本を再生しなくてはいけない時期が来たのではないかと深く感じたのです。日本の伝統工芸を、高度技術をもっと親しみやすい形に変え、それを世界に発信し、美しい日本の文化、技術に魅了され、興味をもってくれる海外のファンを増やしていければと思います。2012年7月ラブジャパンブランド合同会社を設立、そして2013年8月には株式会社を設立しました。現在は、独立行政法人中小企業基盤整備機構による補助金事業として、またJETRO（日本貿易振興機構）の支援をうけて海外へ販路拡大に向けて動き出しました。

私はこの事業を通して、日本の良き伝統的文化と高度技術を世界に発信することとに夢を膨らませています。

簞笥に眠る帯や着物地のリメイクもはじめました。お母様から受け継がれた日本の伝統の美を新たな形で残していけるように、インテリア用品やバッグなどのファッション用品につくりなおしています。



真田紐でつくったブレスレット



友禅でつくったインテリアライト



7色のエナメルがガマ口を開くと、中には華やかな帯地が。台湾の展示会で最も人気が高かった商品で、即完売しました。日本でも売れ筋商品となっています。

商工会はいま――

Vol.100

原村商工会

南信

地域振興事業として

四季折々にその趣を変える八ヶ岳の麓に、八ヶ岳中央農業実践大学校があります。標高1,300mに位置する同大学

校の広大な芝生広場を主会場として、当商工会主催で行う地域振興イベント「八ヶ岳まるごと収穫祭」は、今年で第16回目となりました。

【みのり】「匠」「知恵」の秋をテーマに掲げて、新鮮野菜や果物、手作りの工芸品や食品等約60店の出店者が軒を連ね、手作りバターやハロウィンカボチャの加工等の体験に各種アトラクションも加わって、来場する約9,000人の人達に、2日間に渡って山麓の秋を満喫して頂いています。今年は、10月24日（土）、25日（日）の開催で、当商工会の商業部会・観光部会・青年部もそれぞれ販売コーナーやゲームコーナーを設けて、イベントに彩りを添えました。

商業部会販売コーナー

同収穫祭は、これからも毎回工夫を重ねて、更に充実した内容で開催できるように努力してまいります。

御柱祭について

諏訪地域では、数えて7年に1度、申年と寅年に行われ

る御柱祭があります。全国に約1万社あるという諏訪神社の総本社である諏訪大社は、上社が本宮と前宮に、下社が春宮と秋宮に、全部で4つの境内に分れて、それぞれが4月の初旬に山出しと5月連休に里曳き・建て御柱という行事を行います。この時期、諏訪地方はどこも祭一色に染まります。またそれに加えて、地域内の神社という神社が大小を問わず、秋口にかけて御柱を曳行し、建立をします。

原村には、その諏訪大社上社の、山出しの出発点である御柱置き場があり、そこからほぼ一直線に延びる通称「御柱街道」に沿って、8本の各柱の氏子・曳き子が丸となって次々に大木を曳き出していきます。

当商工会ではその街道沿いに、振舞用の機敷を設けて、立ち寄ってくださるすべての人達に、日本酒は勿論の事、実践大学の牛乳やお茶、お握りやおでんな



前回（平成22年度）の振舞の様子

どを振舞います。山出し初日の平成28年4月2日（土）には、大勢の商工会関係者の皆様のお越しをお待ちしています。来年の御柱祭では、原村商工会の振舞機敷で、本稿を目にした大勢の皆様とお行き会います事を、役職員一同心から願っております。

この人に 注目

Vol.104



株式会社モキ製作所
社長 茂木 国豊
戸倉上山田商工会

燃焼哲学より生み出した 夢の茂木プレート

千曲市に明治41年創業の鍛冶屋四代目として、昭和43年に「3年以内に特許自社製品を開発する、達成できなかったら撤退」を覚悟にモキ製作所を立ち上げた茂木国豊社長。当時24歳であった。家業は農具を作る鍛冶屋であったが、時代は手づくり生産から大量生産の機械化への転換期。社長は鍛

冶屋から機械製造業へと業種を変え、真つ先に作った日本初のキノコ栽培に使うチェンコンベアで最初の特許を取得。創業当初の目標を強い信念とアイディアにより達成した。日本初・世界初の新製品を創りたい、という覚悟は更に強くなった。

開業から約10年、第2次石油ショック後のエネルギーの流れはいずれ自然エネルギーに向かうと考え、昭和55年に「おがボイラー」を発売し環境ビジネスのスタートを切った。57年には袋栽培の茸が収穫後、菌床がポリ袋入りのまま畑に放置され公害問題になっているのを見て「茸袋分離機」を発売。

この2つの機器が現在の「燃焼機器」と「分離機」へと繋がっている。その後、社員とともに『国内最後発メーカー』を宣言し、家庭用「煙突なし焼却炉」を昭和61年に発売。ところが、たった7年で販売台数日本一を達成する。家庭用焼却炉が全国の通信販売で扱われているのを見て驚いた「世界のホンダ」が平成6年に工場見学に訪れている。現在も東大大学院、早稲田大学など、大企業だけでなく有名大学もモキ製作所の研究に関心を持ち実験演習などを行っている。

鍛冶屋4代目に生まれ、5歳の頃から燃焼の研究を始め、ついに「無煙薪ストーブ」を発明。昭和63年のことである。この無煙技術を実現可能とした



俺のかまど MK6K



無煙薪ストーブ MD80II

のが日本・アメリカ・ドイツの外国特許を取得した「茂木プレート」。このプレートにより800度の高温燃焼が可能。薪材を選ばず完全燃焼が可能と成った。平成10年にはバック商品と生ごみのリサイクル分別機「分離職人」を発明。研究開発の結果99・9%を達成した分離精度は、世界一の性能を誇る。社長曰く、「私たちは面白いこと、楽しいことをやっている。一つには耳を澄ませて世の流れを聞き分けること、二つには先見性を見つけて日本初・世界初の新製品を開発する、三つには全国ネットの市場を構築し、時代に合わせて発売する。心がけているのは『先

んずれば先を制す』と。」

開発した製品は破袋分離機、廃プラ洗浄機無煙薪ストーブの他に、薪竹ボイラー、無煙炭化器、イベント・防災ストーブ、無煙かまどストーブなど機種が豊富で、全て特許自社製品で世界初の新製品でもあり、環境最先端技術で国内市場を独占している。

今後は、更に無煙薪ストーブや無煙焼却炉を普及させ、荒れ放題の山林の間伐促進や環境省へ煙公害規制をお願いするなど、子供達の未来の為に『COP21脱化石燃料』を目標に、71歳の社長の目に宿る炎が消えることは無い。祖父と父が鍛える真つ赤な鉄や炎を毎日見ていた少年時代。幼い頃からの観察力は時を超え新製品と特許を生み出した。まさに、その少年の目に映る炎こそが将来成すべき事を映し出す鏡そのものだったのかもしれない。



破袋分別機 M371

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介します。



ビーワン・コンサルティング
中小企業診断士
平田 由幸 氏

自社と商品の可能性を 再発見する魔法の視点

最近、ご支援した2社の事例をもとに自社および商品の可能性を再発見する視点について考えてみたいと思います。

最初に、加工食品について、新規商談を行うA社の事例です。「先生、この価格で先方に見積りを提示しようと思いますが高すぎますかね？」と尋ねる社長に、理由を確認すると、「中国産の売価の〇倍もしますし、僅かですが国内の同業社にも類似商品があります」とお答えになりました。類似商品の売価や製造コストだけを基準に議論すれば、確かに高いという判断になるかもしれませんが、私は明確な理由で決して高いとは思わなかったもので、はっきりとその旨をお伝えしました。詳細については後述します。

次に、ホームページを大幅リニューアルしたいと相談にいられたB社の事例です。「現在のホームページを確認すると「商品は希少な材質で作られている。〇〇のため製作にはとても手間がかかる」といった情報が細かに掲載されていました。一方で、商品を使用する顧客のメリットや、購入した顧客の感想などの情報はどこにも見当たりません。

これらの事例の共通点は何でしょうか？……それは、商品を実態側面のみで捉えている点です。携帯電話を例にもう少し詳しく説明します。下の図は、商品が持つ3つの側面（層）を玉子に例えて表現したものです。1つ目（黄身）は「中核」で、顧客が実際に手に入れた本質的価値の側面です。携帯電話であれば、どこでも外部とコンタクト（通話・メール等）したい欲求に相当します。

2つ目（白身）は「実態」で、顧客が手にする実際の商品です。携帯電話そのものに相当します。

3つ目（殻）は「付随機能」で、顧客に対して商品価値を高める付随的な機能の側面です。携帯電話であれば、ポイント付与等に相当します。

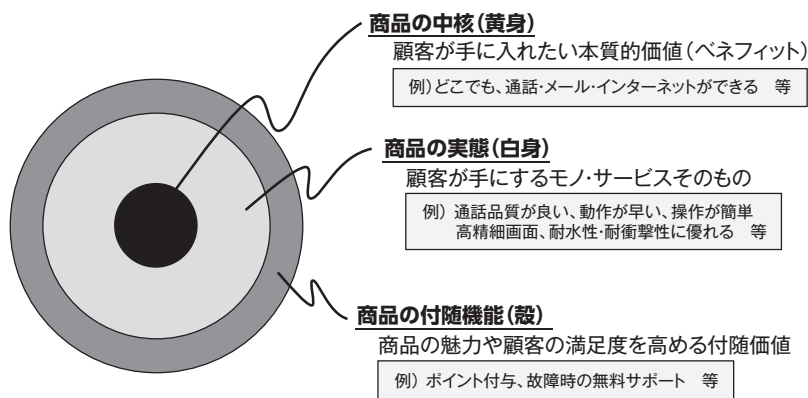
「商品の実態」側面については、殆どの企業が十分に意識されていますが、「商品の中核」や「商品の付随機能」については、自覚がまだ不十分のように感じます。実際の商品以外の側面にも着目し、広い視点で商品や自社についての理解を深めれば、商談やホームページで顧客にPRする情報の質は各段に高くなります。また、どんな方針で事業を推進すればよいか、経営資源を強化していけばよいかといったことも明らかにってきます。

A社とB社に話を戻し具体例を紹介します。A社では原材料となる農産物の栽培から加工までを一貫して自社で行い、また加工時には異物の除去作業や混入検査を複数工程で行う徹底した管理をしています。この結果、ある大手商社の優良企業ランキングでは数百家の取引先の中で、常に上位にランキングしています。実際の取引先は「加工食品」（実態）のみですが、顧客はそれだけでなく「高い安心感、美味しさ」（中核）も同時に購入しているのです。自社商品の本質的価値やそれを維持するための仕組み・努力を正しく伝えることができれば、同業社との単純な価格比較に陥ることなく、別の価値評価を得ることができま

す。また、B社の例では、過去に購入した顧客の感想から、材質や加工方法の稀少性（実態）よりも、用途や購買動機をきめ細かく確認した上で「こ

わりの完全オリジナルデザインをしてくれる点」（中核）や、「破損時にはメンテナンスが可能で一生使える点」（付随機能）に高い魅力や満足を感じていることが分かりました。こういった情報も掲載すれば、ホームページがより機能し購買に繋がる可能性が高まります。

最後に、「顧客は何を期待し、どこに満足を感じているのか？」「なぜ、あの顧客は長年取引してくれるのか？」図をみながら、もう一度自社や商品について見つめ直すことで、あらたな可能性が見えてくるのではないのでしょうか。



商品・サービスの3層モデル

※ □内は携帯電話機の例



弁護士
土屋 準 氏

相続の際の 生命保険金の問題

一、遺産相続の際の生命保険金について、まず、生命保険金が遺産となって相続人間で遺産分けをするのか、遺産にならず誰かが取得するのかという問題があります。

1 生命保険契約では、契約者（保険会社と契約する人）、被保険者（保険金支払いの原因となる死亡者）、保険金受取人が定められます。契約者と被保険者は具体的に定められますが、下記の図を利用すると、保険金受取人は以下の通りの定め方があります。

契約者、被保険者、保険金受取人

	①	②	③	④
契約者	A	A	A	A
被保険者	A	A	A	A
保険金受取人	B 具体的にBと指定	相続人と指定	指定なし	A

2 生命保険金が遺産となるかどうかは、保険金受取人の定め方によって、次のように考えられています。

ア ①②の場合 保険金は遺産ではない。保険金受取人の固有の財産となる。

イ ③の場合 は約款に、指定のないときは被保険者の相続人を受取人とする旨の記載がある。この場合は、アと同じとなる。

ウ ④の場合 確定した判例がなく、遺産だという説と被保険者の相続人の固有の財産だという説がある。

二、次に、遺産分けが不公平にならないかという問題です。

ア、イの場合は、生命保険金が受取人の固有の財産となります。図の例で遺産が九〇〇万円、生命保険金が一、〇〇〇万円だとすると、Bが生命保険金と合わせて一、四五〇万円、C、D、Eが各一五〇万円取得することになり、不公平の感があります。そこで、裁判例としては、Bの取得した生命保険金は特別受益にあたるとして公平を計ることもあります。

三、三番目に、ウの場合、普通は生命保険金を遺産だとしてが相続人の固有の財産だとして、実質的な違いは起きないと思います。実質的な違いが出るのは、図の例でAに対して第三者が債権（仮に一、五〇〇万円）を持っている場合です。図の例で遺産が〇円、生命保険金が一、〇〇〇万円とします。生命保険金が遺産だとすれば、第三者はこの生命保険金を差押等して債権を回収することができます。逆に相続人固有の財産だとすれば、Bは相続放棄をしてAの負債を相続せず、かつ、この生命保険金を取得できることになります。

四、四番目に、受取額の割合の問題です。生命保険金が遺産ではなく受取人の固有の財産となる場合、保険金の受取額は、原則として、民法四二七条により等分の割合となります。

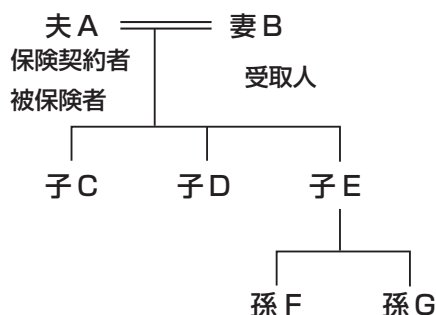
ただし、受取人の指定はないが約款や契約書に相続人が受取人となるの規定がある場合は、受取額も相続分割合となるとする判例

があります。

五、最後に、図の例で、受取人Bが死亡し、その後Eが死亡し、更に、契約者兼被保険者Aが死亡したとします。

ほとんどの保険約款、法律（保険法四三条）には、被保険者の死亡前に受取人が死亡した場合、契約者は受取人を再指定できるとの規定があります。しかし、Aが再指定せずに死亡した場合、保険約款、法律（保険法四六条）では、受取人であったBの相続人または相続順に従った相続人で、かつ、被保険者A死亡時（受取人B死亡時ではない）に生存している相続人が受取人となるの規定があります。従って、図では、C、Dは受取人Bの子として、F、GはEの代襲相続人として生命保険金の受取人となります。Eは被保険者Aの死亡前に死亡しているため受取人になれず、F、Gは相続順に従った相続人でAの死亡時に生存しているため受取人になります。

なお、この場合も前記四で述べた通り、取得額の割合は相続分割合ではなく平等です。



経営発達支援計画の認定・策定商工会が順次増加

「求められる商工会組織としてのマネジメント力」

商工会が総力を挙げて小規模企業を応援していくため経営発達支援事業が新たに小規模事業者支援法に規定され、需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に

支援計画の策定にあたっては、これまでの取組みを見直したうえで、次の四項目に関する事業をどのように実施していくかを考える必要があります。

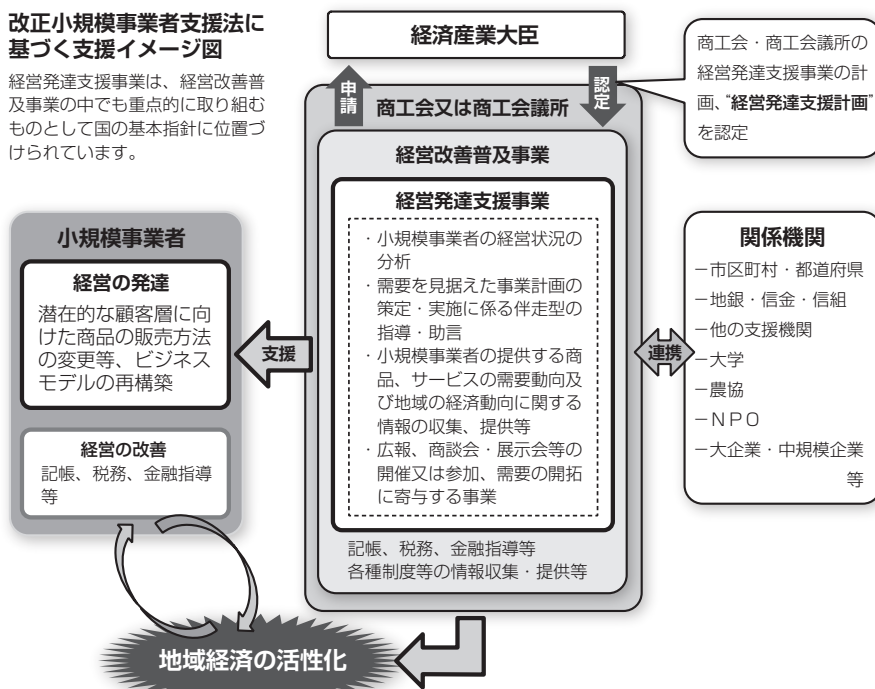
- ① 経営状況の分析
- ② 伴走型の指

寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会の支援計画（経営発達支援計画）を国が認定・公表する仕組みが出来ました。

経営発達支援事業は、税務指導や記帳指導を中心とした従来の経営改善普及事業の取組みを見直し、事業計画に基づく経営の推進、新たな需要開拓に向けた支援を通じて、小規模事業者の売上や利益を確保するための支援に重点を置くことを目的としています。従って、経営発達

改正小規模事業者支援法に基づく支援イメージ図

経営発達支援事業は、経営改善普及事業の中でも重点的に取り組むものとして国の基本指針に位置づけられています。



導・助言 ③需要動向、地域の経済動向の収集・提供 ④需要の開拓
また、計画期間は3年～5年とされており、認定計画期間の終了に合わせて新たな計画の策定・認定が想定されています。

県内では2商工会が認定され

年度内に37商工会が申請予定

7月15日に第1回目の認定が公表され、県内では、富士見町商工会と筑北村商工会の計画が認定され、認定計画に沿った事業が実施されています。

また、2回目（9月11日締切）には、7商工会が認定申請をしました。

3回目（来年1月に予定）の申請に向けて、30商工会（26件）が検討をしています。

なお、認定商工会は、小規模事業者経営発達支援融資の取り扱いが出来るほか、認定計画に基づく小規模事業者支援を推進するための補助制度が設けられる見込みです。

求められる商工会のマネジメント力

経営発達支援事業の多くは、既に各商工会で個別に取り組まれている内容ですが、組織としての計画策定、実施事業の評価、改善計画策定という商工会としてのマネジメント力が求められています。

変化を恐れず

組織の力で会員支援を

「これまでの小規模事業者支援は、経営指導員任せだった面がありませんか？」

「しっかりとつとめ。頼むぞ」と言うだけで済む時代は終わりました。人口も減少し、顧客も減っていく中、「売上げが立つ」状態に持っていくための支援はそんなに簡単ではありません。

商圏の狭い小規模事業者が近隣都市圏まで視野に入れて商圏を拡大するにはどうすれば良いか、既存顧客の中に眠る新たなニーズをどうやって掘り起こすか。これからのターゲット層は高齢者なのか女性なのか。地域の経済社会の変化・動向を的確に把握し、一つひとつの個社の強み弱みを踏まえ、新たな出口を探っていく。

そこには、経営指導員の高い専門性に基づいた丁寧な伴走のほかに、それを全面的にバックアップする各商工会・商工会議所の組織の力が必要です。』

（中小企業庁小規模企業振興課長桜町道雄氏談）
月刊商工会2015.9 13頁



Vol.14

南木曽商工会

歴史とひのきの

薫る里

南木曽（ナギソ）町は、長野県の南部、木曽谷の南端に位置し、北は同じ木曽郡の大桑村と、東と南は伊那谷の飯田市及び阿智村に隣接しています。又、西側は行政としては他地域の岐阜

県中津川市と隣接しています。

町はそのほとんどが木曽松の原生林をはじめとする国有林から成っています。この森林におおわれた町の中心部を木曽川が流れていて、木曽川沿い

は南北にJR中央西線と国道19号が走り、東西には国道256号が伊那谷の飯田市に通じています。古来から伊那谷、木曽谷を結ぶ交通の要衝となっていました。

地形的には急峻な斜面が多く、又、気候的には温暖ながら雨量が多く、年間降水量は多い年で3,000mmに達します。こうした特徴から、過去より幾多の土石流災害を引き起こしてきましたが、一方では豊かな森林資源を育み、町は古くから木材生産・加工業を基幹産業としてきていて、国の伝統的工芸品の指定を受

けた「木地師（キジシ）の里で生産される【南木曽ろくろ細工】」、県の伝統工芸品の指定を受けた「蘭（アララギ）の里の【桧笠】」、その他、木曽松材を中心に木曽五木を使用した木桶や風呂桶、まな板など技術の伝承を受けた木工製品が多数生産されています。又、この物作りの文化から生まれたのが「なぎぞねこ」と呼ばれる、背中を温める防寒着で、寒い冬にも手作業が邪魔されず仕事がかどる様工夫されていて、現在は生産が間に合わない程の人気商品となっています。

南木曽町には、この豊かな自然の中に溶け込むように多くの文化財が残されています。

旧中山道「妻籠宿」は江戸時代の面影を今に残し、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、年間約100万人の観光客が訪れています。毎年11月23日（勤労感謝の日）には地元の住民が、武士や浪人、駕籠かき、飛脚などに扮し、江戸時代の宿場の風俗を再現した『文化文政風俗絵巻之行列』が行われ、県内外から沢山の観光客やカメラマンを集める大イベントとなっています。又、木曽川に架かる「桃介橋」は、電力王・福沢桃介が大正11年に架設した、橋長247mと日本でも最大級の木製吊橋で、国の重要文化財（近代化遺産）に指定されています。この他にも観光名所は数多く、原生林の中に大小様々



国の近代化遺産指定【桃介橋】（大正11年に架設された全長247mの木製吊橋）日本最大級の吊橋で、平成5年に修復され実際に渡ることが出来ます。

な滝が続く「日本の滝百選・田立の滝」、美しいエメラルドグリーンの水が造形美を生み出している「柿其（カキヅレ）溪谷」、木曽三岳の一つで古くは修験の山であった「南木曽岳」など大自然を満喫できる恰好のウォーキングコースとなっています。

木曽は昨年、「南木曽の土石流災害」や「御嶽山の噴火」など自然災害に見舞われましたが、沢山の方々から多くの支援・激励を受け立ち上がろうとしています。今夏はインバウンドの外国人旅行者も目に見えて増加し、新しい観光の幕開けを感じます。南木曽町は中京圏・関西圏からは長野県の入口ともなっています。災害に負けず美しく魅力ある信州をアピールしていきます。



国の重要伝統的建造物群保存地区選定【中山道妻籠宿】で毎年11月23日に行われる「文化文政風俗絵巻之行列」江戸時代にタイムスリップします。

商工会員様だけが加入できる お得な共済・保険をご紹介します!!



● 万が一の時に備え、従業員やご家族を守ります ●

商工貯蓄共済

- 貯蓄・融資・生命保障がセットになった共済。
- 毎月2,000円の掛金の中から安価な保険料で保障を得ながら残りの大部分は積み立てておけます。(配当金付)
- 会員とその家族、従業員で、満5歳6ヵ月～65歳6ヵ月の健康な方がご加入できます。
- ご希望により、医療保障特約を付加できます。無事故の場合、5年ごとに無事故給付金を受け取れます。
- 告知のみでお申込みできます。(加入口数や保険金額により、健診通知書または医師の診査が必要な場合あり。)
- 生命保障部分にはリビングニース特約付き。
- 加入口数1口につき100万円の融資が受けられます。(条件、審査有り)
- 人間ドック等費用(10口毎)や宿泊費用(1口以上)の助成が受けられます。

全国商工会会員福祉共済

- 「けが」「病気」「がん」「生命」の補償が選べます。
- 「病気」は「けが」に付加しますが、「がん」「生命」は単独加入も可能で、組み合わせは自由。
- 「けが」は85歳まで、「病気」「がん」は80歳まで補償します。(継続加入)
- 「がん」の補償は「けが」「病気」もカバーした「トータルがん」と、「がん」のみ補償する「シンプルがん」があります。「シンプルがん」は告知に自信がないけれど「がん」の補償は欲しいという方に好評です。
- 「生命」の保障は1,000万円～6,000万円までご家族のために大きな保障をお考えの方や、事業承継の備えにという方にお勧めします。安価な掛金(保険料)に配当金もついてお得です。リビングニース特約付き。

● いざという時、会員事業者の皆様をお守りします ●

しかも団体割引が利くので、一般で加入するより保険料がお得です
掛金は損金または必要経費となります

中小企業PL保険

- 加入企業が製造または販売した製品、行った仕事の原因の、人身事故や物損事故による法律上の損害賠償金や訴訟費用を補償します。
- 中小企業の皆様向けの設計で割安な保険料。
- リコール特約も付加可能。

商工会の海外PL保険

団体
割引

- 輸出した製品や販売後海外に持ち出された商品等により海外で生じた対人、対物事故によって負う法律上の損害賠償金を補償。
- 訴訟対応や示談交渉もサポート。

全国商工会 経営者休業補償制度

団体
割引

- 会社経営者、個人事業主及び従業員、配偶者がケガや病気で働けなくなったことによる所得の減少を最長1年間補償。

全国商工会情報漏えい保険

団体
割引

- 会員事業者で情報漏えいまたはその恐れが生じたことにより負担する法律上の損害賠償金、弁護士費用等を補償します。平成26年度から法人情報にも対応。

商工会の業務災害保険

団体
割引

- 傷害補償と使用者賠償補償を組み合わせた制度。
- 会員従業員の労働災害時に政府労災の上乗せで補償できます。ケガだけでなく精神障害等に係る労働災害にも対応。労災訴訟に発展した場合の賠償責任保険がセットになっています。

● 取引先の突然の倒産時に対応します ●

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)

- 取引企業の倒産により売掛金債権等が回収困難になった場合に貸付が受けられる制度。無担保・無保証人扱い。
- 掛金は、損金または必要経費となります。

● 従業員や経営者の退職金に活用できます ●

小規模企業共済

- 小規模企業の役員の退職金制度。個人事業主の方が廃業した時や、会社の役員の方が退職した時などに対応。
- 掛金は月1,000円～7万円の範囲内、全額所得控除できます。

中小企業退職金共済

- 従業員の退職金制度。
- 掛金は月5,000円～3万円の範囲内(短時間労働者は、2,000円～4,000円)、損金または必要経費となります。

特定退職金共済

- 従業員の退職金制度。
- 中小企業退職金共済や企業年金とも重複して加入できます。
- 掛金は月1,000円～3万円の範囲内、損金または必要経費となります。

詳しくはお近くの商工会へどうぞ